

変更申請書提出の注意点※必ずお読みください

- ・ 団体（スタジオ個人登録者）の届け出ている内容に変更があった時は、登録している学習センターに事前に連絡をして添付書類有無等をご確認ください。
- ・ 郵送では受け付けていません。
- ・ 必ず団体の代表者か代表者以外の連絡先の方が、登録の学習センター窓口へお越しのうえ提出をしてください。
- ・ 提出書類（添付書類含む）に不備や不足があった場合は、受取ができません。再度提出となります。
- ・ ご提出の際は確認事項がありますのでお時間を頂きます。

変更項目ごとの注意点

■ 登録名称変更 ■

新しい会則・規約などの提出が必要です。

■ 会員（増減による）変更 ■

区分の変更にかかわるので事前に登録の学習センターへご相談ください。

■ 代表者、代表者以外の連絡先の変更 ■

会則・規約などに代表者、代表者以外の連絡先の氏名や住所、電話番号が記載されている場合は新しい会則・規約などが必要です。

■ 利用目的の変更 ■

内容により不要の場合もありますので、事前に登録の学習センターへご相談ください。

■ 規約・会則等の変更 ■

新しい規約・会則等の提出が必要です。内容により利用目的も変更となる可能性もありますので事前に登録の学習センターへご相談ください。

■ 暗証番号（パスワード）紛失 ■

再発行が必要となりますのですみやかにご連絡ください。

■ 利用登録の取消し ■

事前に登録の学習センターにご相談ください。

■ その他 ■

登録館、活動日時間、講師変更も申請が必要です。事前に登録の学習センターへご相談ください。